東京都公安委員会告示第　３０２　号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第８条第３号の規定による行政処分について、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第４１条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

被聴聞者の所在が不明のため行政手続法第１５条第３項の規定により被聴聞者に対する通知は、この告示をもって代える。

令和８年１１月１６日

東京都公安委員会
委員長　廣　瀬　道　明

記

１　日時
令和８年１２月１５日　午後１時３０分開始

２　場所
千代田区霞が関二丁目１番１号
警視庁本部内　東京都公安委員会聴聞会場

３　被聴聞者の営業所の所在地及び名称並びに氏名
（１）八王子市中町１１番２号　今津ビル２階
「バレンタイン」　李　松愛
（２）八王子市南町１番３号　Ｉ・Ｔ・Ｕビル３階
「パブ　ソシアル」　橋本　順任こと李　順任

４　聴聞に関する事務を所管する組織の名称及び所在地
警視庁生活安全部保安課
千代田区霞が関二丁目１番１号

５　その他
聴聞に関する事項を記載した書面は、被聴聞者からの請求によりいつでもこれを交付する。